

平成 19 年 12 月 17 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」の取扱開始について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）は、地元金融機関として地域の安全な住宅、住環境づくりに積極的に寄与すべく、平成 19 年 12 月 20 日より、埼玉県定める基準に適合するリフォーム工事に対応するローンとして「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」の取扱いを開始することといたしました。

埼玉県では、住宅の耐震性向上および県民が安心して住宅のリフォームを行える環境の整備促進を図っています。当社では、埼玉県の進める住宅施策に積極的に協力すべく、「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」の取扱いを開始いたします。埼玉県の定める基準に適合するリフォーム工事を行われるお客さまを対象に、優遇金利を適用いたします。

今後とも、地域に密着した信頼されるパートナーとして、埼玉県の皆さまと共に発展することを目指してまいります。

「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」の概要

名称	「埼玉の家」耐震・安心リフォームローン (無担保型)	「埼玉の家」耐震・安心リフォームローン (有担保型)	「埼玉の家」耐震・安心リフォームローン (アパートマンション用)
ご利用頂ける方	「りそなリフォームローン」の融資対象条件を充足する方	「りそな住宅ローン」の融資対象条件を充足する方	「りそなアパートマンションローン」の融資対象条件を充足する方
対象物件	「りそなリフォームローン」の融資対象条件を充足する埼玉県内の物件	「りそな住宅ローン」の融資対象条件を充足する埼玉県内の物件	「りそなアパートマンションローン」の融資対象条件を充足する埼玉県内の物件
資金使途	「耐震リフォーム」 下記(1)～(4)のいずれかに該当する一戸建住宅・下記(2)～(5)のいずれかに該当する賃貸用住宅の増築・改築・改修資金 (1) 木造住宅に係る工事で建築士が建築基準法および(財)日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法(2004年改訂版)」の規定に適合し耐震性を確保するよう作成した設計図書に基づく工事で、注文者の確認を受けたもの (2) 市町村の耐震改修補助制度に基づく認定を受けて実施する耐震改修工事(1) (3) 既存住宅性能評価書を取得し、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1以上の評価を受けた工事(2) (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の検査済証の交付を受けた工事 (5) 建築物の耐震改修の促進等に関する法律第5条による認定を受けて実施する耐震改修工事 「安心リフォーム」 埼玉県住宅リフォーム工事検査制度要綱第3条第3項に規定する現場検査を受け、検査の結果が「A」(適正)「B」(おおむね適正)の評価を受けたリフォーム工事		
融資限度額	500万円以内	1億円以内	3億円以内
融資期間	10年以内	35年以内	30年以内
利率	りそなリフォームローン店頭表示金利 \times 1.05% 当社住宅ローンをご利用の方は \times 0.8% 当社で給振・年金・公共料金(2種以上)・りそなカードいずれかご利用の方は \times 0.2% 店頭表示金利 \times 最大1.5%	りそな住宅ローン店頭表示金利 \times 1.2%(変動・固定とも) 保証料金利上乗せ型をご利用頂く場合は、上記優遇後金利に0.2%を加えた金利	りそな住宅ローン店頭表示金利 \times 1.0%(当初固定選択型利用時) 当初特約期間終了後、利用全期間店頭表示金利 \times 0.4%(変動・固定選択とも) または 当社店頭表示金利 \times 0.7%(年利、固定金利選択型・変動金利型ともに利用全期間) 保証料金利上乗せ型をご利用頂く場合は、上記優遇後金利に0.2%を加えた金利
担保	無担保	当社所定の保証会社に対し、ご融資対象物件に第一順位抵当権を設定登記して頂きます	
保証	当社所定の保証会社をご利用頂きます		
取扱期間	平成19年12月20日～平成20年9月30日の間に正式実行分		
その他	その他はりそなリフォームローンに準じます	その他はりそな住宅ローンに準じます	その他はりそなアパートマンションローンに準じます

- (1) 戸建住宅に対する耐震改修補助は川口、越谷、戸田、朝霞、志木、北本、宮代および杉戸の8市町村で実施
 (2) 住宅の品質確保の推進等に関する法律(平成11年法律第81号)に規定する「既存住宅性能評価書」。

以 上